

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案

【通称：医薬品不足を解消するための中間年改定廃止法案】

背景

- 医療用医薬品の価格は、「薬価」と呼ばれ、厚生労働省が定める「公定価格」である。
- 市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、従前、薬価の見直し（薬価改定）は、診療報酬改定に合わせて2年に1回行われてきた。
- しかしながら、平成28年の4大臣決定を契機として、診療報酬改定のない年にも、価格乖離の大きな品目を対象に薬価改定が行われており（いわゆる「中間年改定」）、それまでの2年に1度行われていた薬価改定と比較して、薬価の急激な引下げが行われている。
- この結果、今では1錠10円未満の薬もあり、製薬会社の経営悪化、賃金競争力の低下による離職者の増加といった事態を招いている。また、医療費が膨張する中、医療機関への診療報酬を確保するため、薬価は削られやすい傾向にあることが、昨今の薬不足の要因の一つにもなっている。

趣旨

- こうした状況を放置しておけば、**薬の安定供給や新薬の研究開発に悪影響を与えることとなり、国民の命と健康を守るための対策**を急がなければならない。
- 現在、薬価の改定時期や薬価の改定の際に考慮すべき要素などは法律に定められておらず、これらは厚生労働大臣の裁量に委ねられている。
- 国民に品質の高い医薬品を安定して供給できるようにするため、早急に法律を改正し、**薬価引下げの要因となっている中間年改定を廃止**する必要がある。

概要

- **診療報酬の基準は2年ごとに必要な改定を行うことを原則**とすることを法律上明確化する。
- 慣例で2年に1回行われている診療報酬改定を法律に位置付けることにより、薬価の中間年改定や市場拡大再算定などの**随時の改定はあくまで通常改定に対する例外的な改定であることを明確化**する。

施行日：公布の日

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律 の一部を改正する法律案の概要

現 状

- 薬価は、厚生労働省告示の「診療報酬の算定方法」の規定に基づき、同じく厚生労働省告示の「使用薬剤の薬価（薬価基準）」で定められている。
- 法律には、薬価の改定の時期や薬価の改定の際に考慮すべき要素などは定められておらず、これらは厚生労働大臣の裁量に委ねられている。
- 従前、薬価改定は、診療報酬改定に合わせて2年に1回行われてきたが、平成28年の4大臣決定を契機として、現在は毎年行われている。
 - ※ ただし、診療報酬改定のない年の薬価改定（いわゆる「中間年改定」）は、これまで価格乖離の大きな品目に対象を限定して行われてきている。

概 要

- 診療報酬の基準は2年ごとに必要な改定を行うことを原則とすることを法律上明確化するもの。
- 
- 慣例で2年に1回行われている診療報酬改定を法律に位置付けることにより、薬価の中間年改定や市場拡大再算定などの随時の改定はあくまで通常改定に対する例外的な改定であることを明確化する。

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項中「より、算定するものとする」を「より算定するものとし、その定めは、二年ごとに必要な改定を行うことを原則とする」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第二条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項中「とする」を「とし、当該療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準は、二年ごとに必要な改定を行うことを原則とする」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

診療報酬の基準は二年ごとに必要な改定を行うことを原則とすることを明確化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 健康保険法の一部改正

療養の給付に要する費用の額の算定に関する厚生労働大臣の定めは、二年ごとに必要な改定を行うことを原則とすること。
(第七十六条第二項関係)

第二 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準は、二年ごとに必要な改定を行うことを原則とすること。
(第七十一条第一項関係)

第三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)

◎健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表
 ○健康保険法（大正十一年法律第七十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（療養の給付に関する費用）</p> <p>第七十六条 保険者は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより算定するものとし、その定めは、二年ごとに必要な改定を行うことを原則とする。</p> <p>3 6 (略)</p>	<p>（療養の給付に関する費用）</p> <p>第七十六条 保険者は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。</p> <p>3 6 (略)</p>

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（療養の給付に関する基準）</p> <p>第七十一条 療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとし、当該療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準は、二年ごとに必要な改定を行うことを原則とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（療養の給付に関する基準）</p> <p>第七十一条 療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p>